

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が令和2年11月13日付けで不存在を理由として行った公文書不開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年11月6日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「〇〇〇〇の24年～現在までの補助金申請、交付に係る一切の文書（埼玉県特用林産施設体制整備事業）」の公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、令和2年11月13日付けで、本件開示請求のうち〇〇〇〇に関する平成25年度及び平成26年度の埼玉県特用林産施設体制整備事業補助金の申請、交付に係る一切の書類（以下、「本件請求文書」という。）について、保存年限（5年）を経過したことにより廃棄済みであり、現在保有していないとして、公文書不開示決定（以下、「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、実施機関に対し、令和2年12月14日付けで、本件処分を取り消し、現存する保有文書の全部開示を求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、令和3年2月26日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- (5) 当審査会は、令和3年4月22日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

(6) 当審査会は、令和3年5月20日に審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

不開示とした処分を取り消し、現存する文書の全部公開を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が森づくり課での面談の際、森づくり課に電子データで残存し、職員が補助金の額を確認してその数字を示しており、その後〇〇新聞社記者も同様に確認していることから、文書の存在は明らかである。

審査請求人が情報公開請求を求めた際、秩父農林振興センターに文書があるとして指示されたが、開示請求は補助金の申請、交付に係る一切の書類とし、開示請求していることから、森づくり課に保有する文書、電子データも開示請求に含まれる。

(3) 反論書の趣旨

補助金の交付について違法性があったことを指摘され、その原因や過程を調査せず、文書保存期間が切れているので、調査のしようがないというのは行政の怠慢と言わざるを得ない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の妥当性について

本件処分に係る対象文書は、平成25年度及び平成26年度の〇〇〇〇に交付した埼玉県特用林産施設体制整備事業補助金の申請・交付に関する文書又は図画である。当該文書等は保存年限である5年を経過しており、廃棄済みのため開示することができない。

以上のことから、不開示とした判断は妥当である。

(2) 審査請求人の主張に対する意見

電子データの開示について、令和2年11月6日に提出された公文書開示請求書では、文書のみ開示請求がされ、電磁的記録は請求されていない。このことから、電磁的記録についての開示はしていない。

また、森づくり課職員が示した数値の根拠は、秩父農林振興センターの事業担当者に電話で問い合わせた数値を聞き取ったものであり、その数値は平成26年度の監査で用いた当該補助金の資料であった。新聞社に示した数値については、森づくり課が保有する平成27年度以降の監査で用いた当該補助金の資料から示したものであった。これらは、当該補助金の申請・交付に係る書類には当たらない。

したがって、審査請求人が開示請求している〇〇〇〇に交付した埼玉県特用林産施設体制整備事業補助金の申請・交付に関する一切の文書には含まれないと判断される。

5 審査会の判断

(1) 本件処分について

本件処分は、本件開示請求のうち、〇〇〇〇に関する平成25年度及び平成26年度の埼玉県特用林産施設体制整備事業補助金の申請、交付に係る一切の書類について、実施機関が、当該公文書は、保存年限（5年）を経過したことにより廃棄済みであり、現在保有していないとの理由で行った公文書不開示決定である。

本件開示請求における当該補助事業は、農林部森づくり課（以下「森づくり課」という。）が所管する事業であって、当該補助事業の補助金を受けようとする者からの交付申請の受付から、交付決定と実際の補助金の交付については、本件開示請求における当該法人の所在地を管轄する地域機関である農林部秩父農林振興センター（以下「秩父農林振興センター」という。）が行ったものである。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 電磁的記録の公文書該当性について

公文書の定義として、条例第2条第2項は、「この条例において『公文書』とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。

以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第十条及び第十八条において同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定めている。

実施機関は、弁明書において、「令和2年11月6日に提出された公文書開示請求書では、文書のみ開示請求がされ、電磁的記録は請求されていない。このことから、電磁的記録についての開示はしていない。」という主張をしているが、「公文書」には電磁的記録で保有しているものも含むのであるから、実施機関の主張は適切ではない。しかし、本件請求文書の電磁的記録の保有の有無について、実施機関の口頭説明によると、最終的に決裁を受けた正式な文書は電磁的記録で残っていないとのことであり、電磁的記録として残っているものは、検討段階の文書であり、その時点から最終的な決裁を受けた文書になるまでに修正されている可能性があるとのことであった。

公文書の定義において、「組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のもの(組織共用文書)を意味する。したがって、決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書等、職員の個人的な検討段階にとどまるものは、公文書には該当しないと解すべきである。また、本件請求文書の電磁的記録は、正式な紙文書作成後の利用は予定されておらず、組織において業務上必要なものとして利用・保存されていることも認められない。

したがって、本件請求文書の電磁的記録は公文書に該当しないものと認められる。

イ 本件請求文書の特定について

審査請求人は、本件処分に係る公文書について森づくり課での面談の際に、電子データで残存していることを審査請求人及び〇〇新聞社記者が確認している旨

を主張している。これについては、実施機関によると、森づくり課職員が審査請求人に示した数値は、同課職員が秩父農林振興センターの事業担当者に電話で問い合わせた聞き取った数値であり、秩父農林振興センターの平成26年度の監査で用いた当該補助金の資料により回答されたものであった。また、〇〇新聞社記者に示した数値は、森づくり課が保有する平成27年度以降の監査で用いた当該補助金の資料から示したものであるから、実施機関は、当該監査資料は補助金の申請、交付に係る一切の書類に当たらないと主張する。

事務局職員をして、当該監査資料を確認させたところ、秩父農林振興センターが保有していたものは、平成26年度の監査資料であって、財政的援助に関する調書の補助等事業名の一覧の中に、「林業・木材産業構造改革事業（埼玉県特用林産施設体制整備事業／〇〇〇〇）」の記載があり、当該事業に係る補助金の交付決定額等が記載されていたとのことである。また、森づくり課で保有していたものは、平成27年度以降の各年度の監査資料であり、林業・木材産業構造改革事業に関する項目の事業実績において、特用林産施設等体制整備に係る事業の補助額等が記載されており、年度によっては、〇〇〇〇を含めた補助対象者ごとの補助額が付記されていることが認められたとのことであった。

当該監査資料は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条に基づき行われる監査のために作成された資料であり、事業概況、歳入歳出予算の執行に関する調書、契約に関する調書、財政的援助に関する調書等の項目ごとに、実績等が記載されているものである。

公文書の特定において、基本的には、通常人の読解力を基準として開示請求書の内容を解釈すべきであるから、本件開示請求の開示請求書に記載された「補助金の申請、交付に係る一切の文書」という文言から、対象とする文書は、埼玉県特用林産施設体制整備事業補助金交付要綱に規定する補助金交付申請書、補助金交付決定通知書、補助金実績報告書等の補助金の申請、交付時に取得・作成される文書と考えるのは自然であり、文書の特定に際して、実施機関が独自に開示請求書を理解してそこに特定の意味付けを行ったとも考えられない。

したがって、当該監査資料は、本件請求文書に含まれないという実施機関の主張は、是認できる。

ウ 文書の保存について

実施機関は、本件請求文書について、保存年限（5年）を経過したことにより廃棄済みであり、現在保有していないと主張する。

文書等の保存期間は、埼玉県文書管理規則（平成13年規則第61号）（以下「文書管理規則」という。）第8条第1項の規定により、文書等の種別「第1種」の「11年以上」から「第6種」の「事務処理上必要な1年未満の期間」までが定められている。文書管理規則第8条第2項の規定により、当該文書等に係る事案を所掌する主務課の長（以下「主務課長」という。）が、文書管理規則別表に定める基準に基づき、文書等を文書管理規則第8条第1項の種別（「第1種」から「第6種」までのいずれか）に区分し、整理するものとされている。

そして、具体的な文書等の保存期間は、埼玉県文書管理規程（平成13年訓令第22号）（以下「文書管理規程」という。）第37条第1項の規定により、主務課長が作成したファイル基準表において個別に定められることとなる。

また、文書管理規則第8条第3項において、「文書等の保存期間の起算日は、第1種から第5種までの文書等にあつては当該文書等が完結した日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日とし、第6種の文書等にあつては当該文書等を作成し、又は取得した日とする。ただし、これにより難いものの起算日については、別に定める。」とされている。

保存期間について、事務局職員をして、実施機関に確認したところ、秩父農林振興センターが管理する本件請求文書については、主務課長である秩父農林振興センター所長が作成したファイル基準表において保存期間を5年と定めているものであるとのことである。平成25年度のファイル基準表においては、「生産者団体補助」の個別フォルダーに、平成26年度のファイル基準表においては、「特用林産施設体制整備事業 内示・申請・交付・決定」の個別フォルダーにそれぞれ本件請求文書が収納されていたと考えられるとのことであった。

実施機関の平成25年度及び平成26年度のファイル基準表について、事務局職員をして、確認させたところ、平成25年度のファイル基準表には、「生産者団体補助」の個別フォルダーがあり、保存期間は5年と記載されており、また、平成26年度のファイル基準表には、「特用林産施設体制整備事業 内示・申請・交付・決定」の個別フォルダーがあり、保存期間は5年と記載されていたことが確認できたとのことであった。

本件請求文書は平成25年度及び平成26年度の文書であるから、開示請求時点である令和2年11月6日において、実施機関の保存年限（5年）を経過したことにより廃棄済みであり、現在保有していないとの主張に不自然・不合理な点は認められない。

(3) その他

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

川又 伸彦、仲里 建良、松前 恵環

審議の経過

年 月 日	内 容
令和3年 2月26日	諮問(諮問第329号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和3年 4月22日	実施機関から意見聴取及び審議(第二部会第158回審査会)
令和3年 5月20日	審査請求人から意見陳述聴取及び審議(第二部会第159回審査会)
令和3年 6月23日	審議(第二部会第160回審査会)
令和3年 7月21日	審議(第二部会第161回審査会)

令和3年 9月14日	答申
------------	----